

団体傷害保険

出向・退職者
プラン

この商品は、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセット、団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・介護一時金支払特約・認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)支払特約^(※)等の各種特約をセットしたものです。

(※)「認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)」を「軽度認知障害等一時金支払特約」にセットすることで補償範囲を認知症に限定しています。

備えてきた

安心を、これからも…

ご加入いただいている団体傷害保険は、
退職・出向後も「出向・退職者プラン」として
継続いただけます。

また、すでにご加入の皆さまには、
更新時期にあわせて
補償内容をご確認いただくため、
本パンフレットをご用意しています。



保険期間

2026年12月1日
(午後4時)



2027年12月1日
(午後4時)

[取扱代理店]

株式会社第一成和事務所

[新プラン]保険内容とコース

保険金額・保険料

(保険期間1年、天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約セット)

※(1-大口割引10%)×(1-過去の損害率による割引15%)×(1-団体割引30%)(ケガの場合)

ご加入コース		A1	A2	A3	A4	AA1	AA2	AA3	AA4
ケガの補償 ^{※1}	死亡・後遺障害	300万円				600万円			
	入院保険金日額	3,000円				6,000円			
	手術保険金	入院中の手術:3万円 外来の手術:1.5万円				入院中の手術:6万円 外来の手術:3万円			
	通院保険金日額	1,500円				3,000円			
携行品損害の補償 携行品損害(自己負担額1事故につき3,000円)		10万円(期間中限度額)				20万円(期間中限度額)			
賠償責任の補償 個人賠償責任補償特約		—	3億円	—	3億円	—	3億円	—	3億円
弁護士費用の補償 ^{※2 ※3} 弁護の5から 弁護士委任費用(自己負担割合10%) 法律相談・書類作成費用(自己負担額1,000円)	—	—	通算300万円限度		—	—	通算300万円限度		
	—	—	通算10万円限度		—	—	通算10万円限度		
一時払保険料		8,260円	9,520円	13,890円	15,150円	16,260円	17,520円	21,890円	23,150円

病気の補償、介護の補償は、新たにご加入いただくことはできません。既にご加入いただいている被保険者のみ継続いただけます。
また、A1～AA4コースのどれかにご加入いただかないと、病気の補償、介護の補償は継続してご加入いただけません。

※現役の旧プラン(ケガの補償(P0～P6コース)と病気・介護の補償にご加入の方)から出向・退職者プランへ移行し、病気・介護の補償を継続される場合は、「健康状態に関する告知書」のご提出が必要です。

※(1-過去の損害率による割引15%)×(1-団体割引30%)(病気・介護の場合)

ご加入コース		S1	S2
病気の補償 ※5 ※6	疾病入院保険金日額	5,000円	10,000円
	疾病手術保険金	【重大手術の場合】入院保険金日額の40倍 【重大手術以外の場合】 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍	
	先進医療等費用	500万円までの実費	
	三大疾病診断保険金	100万円	

■現役の旧プランで病気の補償にご加入の方で、継続してご加入いただける方の年齢制限(12月1日時点)5歳から69歳(満年齢)

■自動継続時の年齢によるコース制限(12月1日時点) ご加入コースS1…89歳(満年齢)まで
ご加入コースS2…69歳(満年齢)まで。70歳(満年齢)以降はS1に移行

ご加入コース	S1	S2
5～9歳	2,710円	5,000円
10～14歳	2,360円	4,280円
15～19歳	2,360円	4,280円
20～24歳	3,430円	6,140円
25～29歳	5,120円	9,210円
30～34歳	6,830円	12,030円
35～39歳	8,300円	13,900円
40～44歳	10,550円	16,630円
45～49歳	14,800円	22,560円
50～54歳	20,590円	30,870円
55～59歳	30,690円	45,880円
60～64歳	43,360円	64,390円
65～69歳	61,750円	93,030円
70～74歳	90,760円	—
75～79歳	120,150円	—
80～84歳	163,570円	—
85～89歳	218,830円	—

ご加入コース		N1	一時払保険料 (12月1日時点※) 年齢区分	0 ～ 39歳	11,070円
介護 の補償※5 ※6	介護一時金	300万円		40 ～ 44歳	11,320円
	認知症一時金※7	300万円		45 ～ 49歳	11,960円
				50 ～ 54歳	13,020円
				55 ～ 59歳	20,350円
				60 ～ 64歳	30,880円
				65 ～ 69歳	50,820円
				70 ～ 74歳	104,420円
				75 ～ 79歳	209,860円
				80 ～ 84歳	399,150円
				85 ～ 89歳	704,000円

■現役の旧プランで介護の補償にご加入の方で、継続してご加入いただける方の年齢制限(12月1日時点)0歳から79歳(満年齢)

■自動継続加入の年齢制限(12月1日時点) 89歳まで(満年齢)

※ 年齢区分は、被保険者の2026年12月1日時点の満年齢が基準となります。

※1「ケガの補償」は、天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払い変更に関する特約がセットされています。

※2 弁護士費用の補償があるA3・A4・AA3・AA4コースは、12月1日時点で満18才未満の未成年者を被保険者に指定できません。

※3 弁護士費用の補償のうち、被害事故、借地または借家、人格権侵害のトラブルは被保険者ご本人だけではなくお子さま^{※4}も対象となります。

※4 被保険者が親権を有する未成年の子

※5 (病気の補償)(介護の補償)新・団体医療保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象となり、所得税と住民税が軽減されます。なお、今後の税制改正によつては変更となる場合がありますので、ご注意ください(2026年6月現在)。

※6 (病気の補償)(介護の補償)新・団体医療保険
(注1)保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
(注2)ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

※7「医療保険基本特約、認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)支払特約セット団体総合保険^{※8}」です。

※8「認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)」を「軽度認知障害等一時金支払特約」にセットすることで補償範囲を認知症に限定しています。

[旧プラン]保険内容とコース

保険金額・保険料 (保険期間1年※補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約(30日)、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)セット)

※ (1-大口割引10%) × (1-過去の損害率による割引15%) × (1-団体割引30%) (ケガの場合)

ご加入コース	A	B	C	D	E
一時払保険料	18,420円	14,790円	12,650円	11,210円	9,680円

ケガ の補償	死亡・後遺障害※1	749万円	590万円	497万円	472万円	332万円
	入院保険金日額※2	8,000円	6,000円	4,500円	3,500円	3,000円
	手術保険金	ケガの治療のため手術を受けられた場合、 入院保険金日額の 5倍 (外来手術)または 10倍 (入院中の手術)の金額				
	通院保険金日額※2	3,000円	2,500円	2,300円	2,000円	2,000円
	葬祭費用 (特定感染症を原因とする)※3	300万円				

携行品損害の補償 (自己負担額1事故につき3,000円)	15万円(期間中限度額)
---------------------------------	--------------

※1 後遺障害は、後遺障害の程度に応じて記載金額の4%~100%の額をお支払いします。詳しくは、「保険金のお支払いについて(補償の内容)」をご確認ください。

※2 「入院保険金支払限度日数変更特約(30日)」、「通院保険金支払限度日数変更特約(30日)」をセットしています。詳しくは、「保険金のお支払いについて(補償の内容)」をご確認ください。

※3 葬祭費用は特定感染症によりお亡くなりになられた時に、葬祭費用の実費を300万円限度でお支払いします(特定感染症危険補償特約セット)。

■オプション(特約)

ご加入コース	賠償責任の補償※4	被害事故の補償	ホールインワン・ アルバトロス費用の補償※5
一時払保険料	1,210円	210円	3,040円

保険金額	2億円(1事故限度額)	1,790万円(1事故限度額)	30万円(1事故限度額)
------	-------------	-----------------	--------------

※4 被保険者ご本人が「賠償責任の補償」をセットされた場合は、下記の方すべてが補償を受けられますので、重複加入にご注意ください。

①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。

※5 ホールインワン・アルバトロス費用(ゴルフ用品補償条件拡大特約セット)の補償をセットされた場合、携行品損害保険金をお支払いしますが、ゴルフ場敷地内でのゴルフ用品の盗難またはゴルフクラブの破損について自己負担額は0円、1個・1組・1対の限度額を携行品損害保険金額とします。

[旧プラン] 保険内容とコース

病気の補償、三大疾病の一時金補償、葬祭費用の補償は、新たにご加入いただくことはできません。既にご加入いただいている被保険者のみ継続いただけます。また、A～Eコースのどれかにご加入いただかないと、病気の補償、三大疾病の一時金補償、葬祭費用の補償は継続してご加入いただけません。

病気の補償 免責入院日数／なし(0日)、入院支払限度日数／180日、手術保険金倍率変更特約・重大手術保険金倍率変更特約セット

※(1-過去の損害率による割引15%)×(1-団体割引30%)(病気・介護の場合)

ご加入コース	①	②	③
疾病入院保険金日額	5,000円	10,000円	15,000円
特定疾病の入院保険金日額	疾病入院保険金日額と同額		
疾病手術※4 特定疾病手術	【重大手術の場合】 入院保険金日額の 40倍 【重大手術以外の場合】 入院中の手術:入院保険金日額の 20倍 外来の手術:入院保険金日額の 5倍		
先進医療等費用	500万円までの実費		

ご加入コース	一時払保険料 年齢区分(12月1日時点※1)					
	①		②		③	
	男性 ※2	女性 ※3※4	男性 ※2	女性 ※3※4	男性 ※2	女性 ※3※4
5～9歳	2,700円	2,800円	5,100円	5,310円	7,510円	7,830円
10～14歳	2,310円	2,420円	4,320円	4,540円	6,340円	6,660円
15～19歳	2,330円	2,550円	4,350円	4,800円	6,380円	7,050円
20～24歳	3,090円	3,920円	5,870円	7,530円	8,650円	11,140円
25～29歳	4,510円	6,710円	8,710円	13,120円	12,920円	19,540円
30～34歳	5,720円	8,570円	11,150円	16,850円	16,570円	25,130円
35～39歳	6,360円	9,050円	12,420円	17,810円	18,470円	26,570円
40～44歳	7,300円	9,770円	14,300円	19,260円	21,300円	28,760円
45～49歳	9,870円	11,690円	19,440円	23,100円	29,010円	34,500円
50～54歳	13,720円	15,400円	27,150円	30,520円	40,570円	45,650円
55～59歳	20,780円	21,360円	41,240円	42,420円	61,710円	63,500円
60～64歳	29,120円	29,150円	57,940円	58,000円	86,750円	86,840円
65～69歳	42,840円	44,800円	85,380円	89,320円	—	—
70～74歳	63,750円	64,280円	—	—	—	—
75～79歳	86,350円	87,730円	—	—	—	—
80～84歳	130,880円	134,190円	—	—	—	—
85～89歳	185,220円	191,570円	—	—	—	—

※1 年齢区分は、12月1日時点での満年齢となります。また、保険料も年齢区分保険料率となっており、ご契約後も5歳区分ごとに保険料が変わりますのでご注意ください。

※2 男性の場合は、「特定生活習慣病(※5)のみ補償特約」が付帯されています。

※3 女性の場合は、「特定生活習慣病(※5)のみ補償特約」と「女性特定疾病(※6)のみ補償特約」が付帯されます。

※4 女性の場合は、疾病入院保険金においてがん不担保(※5)となっております。ただし、がんの場合、上記「特定生活習慣病のみ補償特約」と「女性特定疾病(※6)のみ補償特約」の保険金がそれぞれお支払いされます。

※5 特定生活習慣病:がん(悪性新生物)、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患をいいます。

※6 女性特定疾病:がん(悪性新生物)、良性新生物、血液および造血器の疾患、循環器系の疾患、消化器系の疾患、妊娠・分娩および産じょくの合併症などをいいます。

[旧プラン]保険内容とコース

ご加入コース	三大疾病の一時金補償 ^{※1}
保険金額	100万円

ご加入コース	葬祭費用の補償 ^{※2}
疾病葬祭費用保険金	200万円限度
傷害死亡保険金	200万円

一時払保険料		年齢区分(12月1日時点 ^{※3})	
5～9歳	110円	50～54歳	9,490円
10～14歳	110円	55～59歳	14,410円
15～19歳	110円	60～64歳	20,910円
20～24歳	390円	65～69歳	28,650円
25～29歳	670円	70～74歳	41,150円
30～34歳	1,240円	75～79歳	53,520円
35～39歳	2,260円	80～84歳	68,420円
40～44歳	3,950円	85～89歳	84,430円
45～49歳	6,380円		

一時払保険料		年齢区分(12月1日時点 ^{※3})	
5～9歳	520円	50～54歳	6,160円
10～14歳	520円	55～59歳	9,620円
15～19歳	620円	60～64歳	14,920円
20～24歳	620円	65～69歳	24,500円
25～29歳	740円	70～74歳	39,180円
30～34歳	1,080円	75～79歳	64,760円
35～39歳	1,420円	80～84歳	124,920円
40～44歳	2,360円	85～89歳	310,720円
45～49歳	3,940円		

※1 三大疾病とは、がん・脳卒中・急性心筋こうそくをいいます。また、保険金のお支払方法については、＜保険金をお支払いする主な場合P.21＞をご覧ください。

※2 「葬祭費用」とは、被保険者ご本人(保険の対象となる方)が病気が原因で亡くなられた場合、葬祭費用保険金額の範囲内で加入者または被保険者のご親族が負担された葬祭費用の額をお支払いし、ケガが原因の場合には葬祭費用保険金額をお支払いします。葬祭費用には、火葬料金・霊柩車代、祭壇・棺・位牌・遺影にかかる費用、御布施、飲食代、会葬御礼などがあたります。

※3 年齢区分は12月1日時点での満年齢となります。また、保険料は年齢区分ごとの保険料となっており、ご加入後も5歳区分で保険料が変わりますのでご注意ください。

親の介護補償、本人の介護補償は、新たにご加入いただくことはできません。既にご加入いただいている被保険者のみ継続いただけます。

また、A～Eコースのどれかにご加入いただかないと、親の介護補償、本人の介護補償は継続してご加入いただけません。

ご加入コース	親の介護補償
保険金額	300万円(限度額)

ご加入コース	本人の介護補償
保険金額	300万円(限度額)

一時払保険料		年齢区分(12月1日時点 ^{※1})	
40～44歳	3,150円	65～69歳	16,220円
45～49歳	3,460円	70～74歳	31,360円
50～54歳	4,160円	75～79歳	61,340円
55～59歳	5,690円	80～84歳	114,740円
60～64歳	8,980円	85～89歳	193,060円
		翌年度以降の継続者用保険料	

一時払保険料		年齢区分(12月1日時点 ^{※1})	
0～39歳	180円	65～69歳	15,290円
40～44歳	430円	70～74歳	32,480円
45～49歳	1,070円	75～79歳	68,130円
50～54歳	2,130円	80～84歳	137,110円
55～59歳	4,460円	85～89歳	255,960円
60～64歳	8,920円	翌年度以降の継続者用保険料	

※1 年齢区分は12月1日時点での満年齢(親の介護補償は、元共済組合員の親御様の満年齢)となります。また、保険料は年齢区分ごとの保険料となっており、ご加入後も5歳区分で保険料が変わりますのでご注意ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み

この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたもの(傷害総合保険)、団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・介護一時金支払特約・認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)、親介護費用補償特約等各種特約をセットしたもの(新・団体医療保険)です。

■保険契約者

文部科学省共済組合

■保険期間

2026年12月1日午後4時から1年間

■申込締切日

2026年10月30日

■引受条件、保険料払込方法等

●加入対象者：【傷害総合保険、オプション(病気の補償、介護の補償)】

すでに退職者プランにご加入の方、定年退職者または退職時に文部科学省共済組合員であって早期退職募集制度による早期退職者募集制度を利用した定年から15年を減じた年齢以上での退職の方(定年延長の段階的引き上げ期間中の退職を含む)、出向により文部科学省共済組合員の資格を喪失された方。

【オプション(病気の補償、介護の補償)】

現役プランでご加入いただいていた方、現役プランから出向・退職者プランに切替となる際に新たにご加入いただいていた方が対象になります。

既に出向・退職者プランをご契約されている場合、新たにご加入いただくことはできません。

●被保険者：加入対象者ご本人、加入対象者のご家族(配偶者、ご両親、お子様、兄弟姉妹および同居の親族・使用人)の方を被保険者としてご加入いただけます。

※元共済組合員ご本人(加入対象者)が加入されないと、ご家族の方はご加入いただけません。

※2025年12月始期以前のプラン(ケガの補償：A～Eコース、病気の補償①～③コース)にご加入の場合、元共済組合員ご本人以外は元共済組合員ご本人より高額なコースはご加入いただけません。

※弁護士費用の補償がついたA3・A4・AA3・AA4コースに加入される場合は未成年者を除きます。

※親介護費用補償特約に加入される場合は未成年者を除きます。

※新・団体医療保険の「病気の補償」は、満89歳までの方が継続加入の対象となります。

●対象者(親の介護補償の場合)：元共済組合員ご本人の親(血族のみ)で、加入時に指定された方になります。(継続加入の場合は満89歳までの方が対象となります。)

●お支払方法：2026年12月にご登録の口座から振り替えます。(一時払)

●お手続方法：加入申込カードに必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご送付ください。

【傷害総合保険、オプション(病気の補償、介護の補償)】

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		「加入申込カード」に必要事項をご記入の上、ご提出いただきます。病気の補償、介護の補償に新たにご加入される場合は、「告知書」の提出が必要です。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入申込カードに打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。ただし、12月1日時点で満75歳以上の方は、ご提出が必要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	本パンフレットおよび加入申込カード裏面をご参照いただき、前年と変更する箇所を記載した「加入申込カード」および「告知書」をご提出ください。
	継続加入を行わない場合	「加入申込カード」の余白に「解約」と記入し、捺印欄へご捺印のうえ、ご提出ください。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入申込カードに打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合があります。加入申込カードの修正方法等は第一成和事務所までお問い合わせください。

(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

●中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、第一成和事務所までご連絡ください。

●団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

[A1～AA4コース]補償内容の詳細

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

ケガの補償 傷害総合保険

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 (※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

ケガの補償（国内外補償）	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	1 死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
	2 後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※1) を除きます。）、核燃料物質等によるもの
	3 入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 (注)「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から180日以内）	⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの
	4 手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内 ^(※1) にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） (※1)「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。 (※2)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※3)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。
	5 通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内 ^(※1) の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から180日以内 ^(※1) の90日限度） (※1)入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約をセットしています。 (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※2) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※2)ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

[A1～AA4コース]補償内容の詳細

ケガの補償（国内外補償）		保険金をお支払いする主な場合	
ケガの補償（国内外補償）	6 特定感染症危険補償特約	【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】 特定感染症（※）を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 （※）「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2026年6月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。	
	7 天災危険補償特約	地震、噴火またはこれらによる津波によりケガをされた場合に保険金の種類1から5の保険金をお支払いします。	
携行品の補償（国内外補償）		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
8 携行品損害（注）		偶然な事故により携行品（※1）に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額（※2）を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 （※1）「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 （※2）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 （注1）乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 （注2）次のものは保険の対象となりません。 ●携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ●動物、植物等の生物 ●自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ●自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●漁具 ●預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）およびこれらに類する物 ●クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ●ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ（※）または紛失 ⑪楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化など （※）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

[A1～AA4コース]補償内容の詳細

賠償責任の補償（国内外補償）

9 個人賠償責任 (注)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありませぬ）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^(※1)の日常生活（住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品）^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子（婚姻歴のない方） オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりませぬ）。ただし、本人に関する事故にかぎりませぬ。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりませぬ）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりませぬ。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）次のものは「受託品」に含まれませぬ。 ●携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ●コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ●義歯、義肢その他これらに準ずる物 ●動物、植物 ●自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ●通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ●貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ●クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ●ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ●山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ●データやプログラム等の無体物 ●漁具 ●1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ●不動産 など （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ●自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ●偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故 ●置き忘れ^(※2)または紛失 ●詐欺または横領 ●雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など （※1）次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車^(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 （※3）身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

（注）補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

[A1~AA4コース]補償内容の詳細

弁護士費用の補償（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）

10 弁護士費用 (注)

法律相談・書類作成費用保険金
+
弁護士費用保険金

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合					
0 弁護士費用 (注) 法律相談・書類作成費用保険金 弁護士費用保険金		被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 1 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取^(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 2 借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。 3 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 4 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 5 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりします。		【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為^(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など (※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。 【各トラブル固有の事由】 左記1に該当する場合 ⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体美容または整形 左記1・2・5に該当する場合 ⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 左記1・5に該当する場合 ⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同一の有害な特性に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害 左記9に該当する場合 ㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル					
		(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりします。 (※2) 詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎりします。 (※3) 遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。							
		<table><tr><th>保険金種類</th><th>お支払いする保険金の額</th></tr><tr><td>弁護士費用保険金</td><td>弁護士等への委任^(※4)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%) </td></tr><tr><td>法律相談・書類作成費用保険金</td><td>弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用^(※4)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円 </td></tr></table>		保険金種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用保険金	弁護士等への委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)	法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※4) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円
		保険金種類	お支払いする保険金の額						
		弁護士費用保険金	弁護士等への委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)						
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※4) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円								

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

[S1、S2コース]補償内容の詳細

病気の補償 新・団体医療保険

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
病気の補償	疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧顎（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害
	疾病手術保険金	以下の（１）または（２）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 （１）保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術（重大手術^(※3)以外） <入院中に受けた手術の場合> $\text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 20 \text{ (倍)}$ <外来で受けた手術の場合> $\text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)}$ 手術（重大手術^(※3)） $\text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 40 \text{ (倍)}$ （※１）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等） など （※２）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （※３）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術（手指・足指を除きます。） ⑤脊髄（せきずい）腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。 （２）骨髄幹細胞採取手術^(※1)^(※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、（１）と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 （※１）組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。 また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 （※２）ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて１年経過した後を受けた場合にお支払いの対象となります。 （※３）「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（１）から（４）までの制限があります。 （１）時期を同じくして２以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか１つの手術についてのみお支払いします。 （２）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を２回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか１つの手術についてのみお支払いします。 <次ページへ続きます。>	など （※１）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 （※２）「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 （※３）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 <次ページへ続きます。>

[S1、S2コース]補償内容の詳細

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
病気の補償	疾病手術 保険金 (注) (続き)	<前ページからの続きです。> (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	<前ページに同じです。>

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
病気の補償	三大疾病診断 保険金	保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。 ①次のいずれかに該当したこと。 ア. 初めてがんが診断確定されたこと。 イ. 原発がん^(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。 ウ. 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※) 初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。) ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など
	先進医療等 費用保険金 (注)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoku/kan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

[N1コース]補償内容の詳細

介護の補償 新・団体医療保険

介護の補償		保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
		介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。 なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないものなど (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
		認知症一時金	被保険者が、保険期間中に、認知症と診断確定された場合は、認知症一時金をお支払いします。 保険金をお支払いした場合、特約^(※)は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 (※) 軽度認知障害等一時金支払特約および認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)をいいます。	

【介護一時金】

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

- ① 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
- ② 被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

【認知症一時金】

(注) 初年度契約の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に認知症に該当した場合を除きます。

- ① 疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
- ② 被保険者が認知症と診断確定された日の支払条件により算出された保険金の額

【各コース共通】 その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

ケガの補償 傷害総合保険

【傷害総合保険】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。
(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

● 保険金のお支払いについて（補償内容）

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償（国内外補償）	1 死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※1) を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの） ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
	2 後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額× 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
	3 入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し30日 ^(※) を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（30日^(※)限度） (※)「入院保険金支払限度額日数変更特約（30日）」をセットしています。	
	4 手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
	5 通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日 ^(※1) を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の30日^(※1)限度) (※1) 通院保険金支払限度日数変更特約（30日）をセットしています。 (注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等 ^(※2) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※2) ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
以下同様とします。
(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
以下同様とします。

[A～Eコース]補償内容の詳細

これまで(2025年12月始期以前)に販売していたプラン

ケガの補償 (国内外補償) (続き)	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	6 被害事故補償 保険金 ^(注)	被保険者が、被害事故 ^(※1) により死亡された場合または所定の重度後遺障害 ^(※2) が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 など (※1) 第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。 (※2) 「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など
	7 特定感染症 危険補償特約	【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】 特定感染症 ^(※) を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日以内)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。 また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※) 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2026年6月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。	
8 天災危険 補償特約	地震、噴火またはこれらによる津波によりケガをされた場合に保険金の種類1から5の保険金をお支払いします。		
携行品の補償 (国内外補償)	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	9 携行品損害 ^(注)	偶然な事故により携行品 ^(※1) に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額 ^(※2) を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1) 「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ●携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ●動物、植物等の生物 ●自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ●自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●漁具 ●預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ●クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ●ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ ^(※) または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

賠償責任の補償（国内外補償）

10 個人賠償責任保険金
(注)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^(※1)の日常生活（住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品）^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子（婚姻歴のない方） オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ●携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ●コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ●義歯、義肢その他これらに準ずる物 ●動物、植物 ●自転車、ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ●通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ●貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ●クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ●ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ●山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ●データやプログラム等の無体物 ●漁具 ●1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ●不動産 （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑪受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水のしみ込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取など （※1）次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車^(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 （※3）身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものに限り、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償	11	日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスをを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用（現金、商品券等を除きます。） ②祝賀会費用^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用（保険金額の10%を限度とします。） （※1）「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 （※2）「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴（ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。）し、基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）、または基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 （※3）「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスをを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスをを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 （注1）ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます（ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。）。 （注2）ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください！ ●キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像（ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎります。）が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者^(※5)が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 （※4）ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数（パー）より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。 （※5）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償をオプション選択された場合、ゴルフ場敷地内でのゴルフ用品の盗難やゴルフクラブの破損または曲損は、P.15の9. 携行品損害保険金でお支払いしますが、自己負担額は0円、1個・1組・1対の限度額を携行品損害保険金額とします。（ゴルフ用品補償条件拡大特約）	①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など
	ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ^(注)		

（注）補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

病気の補償 新・団体医療保険

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
病 気 入 院 ・ 手 術 の 補 償	疾病入院 保険金	【疾病入院保険金】 保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 入院した日数	(疾病・特定生活習慣病・女性特定疾病入院保険金、疾病・特定生活習慣病・女性特定疾病手術保険金 共通) ①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など
	特定生活 習慣病 入院保険金 【男性・女性共通】	【特定生活習慣病入院保険金】 保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき特定生活習慣病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 特定生活習慣病入院保険金の額 = 特定生活習慣病入院保険金日額 × 入院した日数	
	女性特定疾病 入院保険金 【女性の場合】	【女性特定疾病入院保険金】 保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき女性特定疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 女性特定疾病入院保険金の額 = 女性特定疾病入院保険金日額 × 入院した日数	
	疾病手術 保険金 特定生活 習慣病 手術保険金 【男性・女性共通】 女性特定疾病 手術保険金 【女性の場合】 (続き)	【疾病手術保険金】 以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1) 保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術^(※3)以外) 〈入院中に受けた手術の場合〉 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 20(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 5(倍) 重大手術^(※3) 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (2) 骨髄幹細胞採取手術 ^{(※4)(※5)} を受けた場合は、保険期間中に確認検査 ^(※6) を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 【特定生活習慣病手術保険金】 保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、その特定生活習慣病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術^(※3)以外) 〈入院中に受けた手術の場合〉 特定生活習慣病手術保険金の額 = 特定生活習慣病入院保険金日額 × 20(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉 特定生活習慣病手術保険金の額 = 特定生活習慣病入院保険金日額 × 5(倍) 重大手術^(※3) 特定生活習慣病手術保険金の額 = 特定生活習慣病入院保険金日額 × 40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 以下同様とします。 (※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。 <次ページへ続きます。>

【ご注意】

- ・男性の場合は、「特定生活習慣病のみ補償特約」が付帯されています。
- ・女性の場合は、「特定生活習慣病のみ補償特約」と「女性特定疾病のみ補償特約」が付帯されます。また、疾病入院保険金においてがん不担保となっております。ただし、がんの場合、上記「特定生活習慣病のみ補償特約」と「女性特定疾病のみ補償特約」の保険金がそれぞれお支払いされます。
- ・特定生活習慣病：がん(悪性新生物)、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患をいいます。
- ・女性特定疾病：がん(悪性新生物)、良性新生物、血液および造血器の疾患、循環器系の疾患、消化器系の疾患、妊娠・分娩および産じょくの合併症などをいいます。

病気入院・手術の補償(続き)

疾病手術
保険金

特定生活
習慣病
手術保険金
【男性・女性共通】

女性特定疾病
手術保険金
【女性の場合】

(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	<前ページより続きます。> 【女性特定疾病手術保険金】 保険期間中に所定の女性特定疾病（乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等）を被り、その女性特定疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、女性特定疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術（重大手術^(※3)以外） <入院中に受けた手術の場合> 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×20（倍） <外来で受けた手術の場合> 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×5（倍） 重大手術^(※3) 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×40（倍） (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 ●疾病手術保険金 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等） など ●特定生活習慣病手術保険金 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、特定生活習慣病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等） など ●女性特定疾病手術保険金 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、女性特定疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等） など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術（手指・足指を除きます。） ⑤脊髄（せきずい）腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。 (※4)組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (※5)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後を受けた場合にお支払いの対象となります。 (※6)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 <次ページへ続きます。>	<前ページに同じです。>

【ご注意】

- ・男性の場合は、「特定生活習慣病のみ補償特約」が付帯されています。
- ・女性の場合は、「特定生活習慣病のみ補償特約」と「女性特定疾病のみ補償特約」が付帯されます。また、疾病入院保険金においてがん不担保となっております。ただし、がんの場合、上記「特定生活習慣病のみ補償特約」と「女性特定疾病のみ補償特約」の保険金がそれぞれお支払いされます。
- ・特定生活習慣病：がん（悪性新生物）、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患をいいます。
- ・女性特定疾病：がん（悪性新生物）、良性新生物、血液および造血器の疾患、循環器系の疾患、消化器系の疾患、妊娠・分娩および産じょくの合併症などをいいます。

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
病氣入院・手術の補償(続き)	疾病手術保険金 特定生活習慣病手術保険金 【男性・女性共通】 女性特定疾病手術保険金 【女性の場合】 (続き)	<前ページより続きます。> 疾病手術保険金、特定生活習慣病手術保険金、女性特定疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにそれぞれお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下①から④までの制限があります。なお、以下の①から④までの制限は、それぞれの手術保険金ごとに適用されます。 ①時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ②同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術 ^(※7) に該当するときは、同一手術期間 ^(※8) に受けた一連の手術 ^(※7) については、手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※7) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※8) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 ③医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 ④放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。女性特定疾病手術保険金のみ、上記①から④までの制限に加え、下記制限があります。 ⑤乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、女性特定疾病手術保険金をお支払いします(疾病手術保険金はお支払いしません)。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	<前ページに同じです。>
		(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。 ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額	
先進医療等費用実費の補償	先進医療等費用保険金 (注)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等 ^(※1) を受けたことにより負担した先進医療 ^(※2) の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興(これらに準ずるものおよび練習を含みます。の間の事故) など
		(注) 補償内容が同様のご契約 ^(※1) が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください ^(※2) 。 (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。	

[①～③コース]補償内容の詳細

これまで(2025年12月始期以前)に販売していたプラン

三大疾病(悪性新生物・脳卒中・急性心筋(心臓)の)時金補償	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
葬祭費用の補償	三大疾病診断保険金 【三大疾病診断保険金支払特約をセットされている場合】	保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。 ①次のいずれかに該当したこと。 ア. 初めてがんと診断確定されたこと。 イ. 原発がん(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。 ウ. 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※) 初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など
	葬祭費用保険金 【葬祭費用補償特約をセットされている場合(注)】	【疾病葬祭費用保険金】 保険期間中に疾病を被りかつ死亡され、被保険者の親族の方が葬祭費用を負担された場合、葬祭費用保険金額を限度として、その負担した費用をお支払いします。 【傷害死亡保険金】 保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転または酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など ①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

(注) 補償内容が同様のご契約(※¹)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※²)。

(※¹) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※²) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

介護の補償 新・団体医療保険

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合										
親介護費用 保険金 (注1)(注2)	親の介護補償	対象者(被保険者の親(血族のみ)で、加入時に指定された方。以下同様とします。)が要介護状態 ^(※1) に該当したことにより、被保険者が日本国内において対象者の介護のために対象期間 ^(※2) 中に利用した ^(※3) 次の①から⑥までの費用 ^(※4) を合算し、保険金額を限度に被保険者にお支払いします。ただし、⑤は100万円限度、⑥は300万円限度とします。また、公的介護保険制度等の給付等がある場合は、その額を親介護費用保険金から差し引きします。なお、被保険者が損保ジャパンと提携する事業者から次の①から⑥までの費用の請求を受け、その支払いについて損保ジャパンに求めた場合、損保ジャパンは保険金をその事業者にお支払いすることができます。		①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑦先天性異常 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑨正当な理由なく治療を怠り、要介護状態に該当した場合 など										
		<table><tr><td>①介護サービス利用費用</td><td>対象者が介護サービス^(※5)を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>②家事代行サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が家事代行サービス^(※6)を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>③安否確認サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス^(※7)を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>④配食サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が対象者のための配食サービス^(※8)を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>⑤住宅改修費用</td><td>対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。</td></tr><tr><td>⑥有料老人ホーム等入居費用</td><td>対象者が有料老人ホーム等^(※9)の入居に関する費用^(※10)をいいます。</td></tr></table> (※1) 要介護状態 用語のご説明 「要介護状態」をご確認ください。 (※2) 対象期間 用語のご説明 「対象期間」をご確認ください。 (※3) 利用した 被保険者が実際に費用を負担した場合に保険金をお支払いします。 (※4) サービス等の費用 保険金をお支払いした後に、事業者との契約の解約または取消等により、被保険者が負担した費用が返還された場合は親介護費用保険金の全部または一部の返還を求めることがあります。 (※5) 介護サービス 公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスをいい、公的介護保険制度の給付の有無を問いません。 (※6) 家事代行サービス 炊事、掃除、洗濯等の世話を行う事業者が、その役務の提供を行うことをいいます。 (※7) 安否を確認するためのサービス カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者が、その役務または情報の提供を行うことをいいます。 (※8) 配食サービス 事業者が、調理済みの食事の提供および配達を、期間または回数を定めて継続的に行うことをいいます。 (※9) 有料老人ホーム等 次の①から③までのいずれかに該当する施設をいいます。 ①老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める有料老人ホーム ②老人福祉法に定める軽費老人ホーム ③高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅 なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人保健施設、介護医療院、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居は、上記に該当しません。 (※10) 入居に関する費用 有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。 ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。	①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス ^(※5) を利用した費用をいいます。	②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス ^(※6) を利用した費用をいいます。	③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス ^(※7) を利用した費用をいいます。	④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス ^(※8) を利用した費用をいいます。	⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。	⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等 ^(※9) の入居に関する費用 ^(※10) をいいます。
①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス ^(※5) を利用した費用をいいます。													
②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス ^(※6) を利用した費用をいいます。													
③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス ^(※7) を利用した費用をいいます。													
④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス ^(※8) を利用した費用をいいます。													
⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。													
⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等 ^(※9) の入居に関する費用 ^(※10) をいいます。													
諸費用保険金 (注1)		親介護費用保険金支払われる場合において、親介護費用保険金とは別に対象者の介護のために生ずる諸費用に対して、次の算式によって算出した額を諸費用保険金として被保険者にお支払いします。ただし、保険金額に支払割合(10%)を乗算した額を諸費用保険金の限度とします。												
		諸費用保険金 = 親介護費用保険金 × 支払割合(10%)												

補償内容の詳細

これまで（2025年12月始期以前）に販売していたプラン

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
本人の介護補償	介護一時金 (注1)	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。 なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

(注1) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に対象者が要介護状態に該当した場合を除きます。

①対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時のお支払条件により算出された保険金の額

②対象者が要介護状態に該当した日のお支払条件により算出された保険金の額

(注2) 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【各コース共通】 その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

[プラン共通]用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
(ケガの補償) 入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ●「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ●「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ●「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
(病気の補償) 入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
乳房再建術(女性特定疾病)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人口物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※) 皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。
公的介護保険制度	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。
対象期間	保険金を支払うべき要介護状態に対象者が該当した場合において、その要介護状態に該当した日から10年を経過する日までの期間をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって対象期間は終了します。 ①対象者が要介護状態に該当しなくなった場合 ②対象者が死亡した場合 ③被保険者が死亡した場合
対象者	親介護費用補償特約の対象者をいいます。

[プラン共通]用語のご説明

用語	用語の定義																						
(親の介護補償) 保険金	親介護費用保険金および諸費用保険金をいいます。																						
(親の介護補償) 保険金額	親介護費用保険金の保険金額をいいます。																						
要介護状態	次の①または②のいずれかの状態をいいます。 ①要介護状態 A 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護 1 の認定を受けている状態、かつ、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」(平成 18 年老発第 0403003 号厚生労働省老健局長通知) の判定において、医師からⅡ a、Ⅱ b、Ⅲ a、Ⅲ b、Ⅳまたは M のいずれかを受けている状態 ②要介護状態 B 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護 2 から 5 までのいずれかの認定を受けている状態																						
要介護に該当した日	対象者が保険期間中に初めて要介護状態に該当した場合における、その要介護状態の有効期間の初日 ^(注) をいいます。 (注) 有効期間の初日 公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。																						
認知症	(1) 認知症とは、次の①および②のすべてに該当する器質性認知症であることをいいます。 ①脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること ②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること (2) (1) の器質性認知症、器質的な病変あるいは損傷および器質的障害とは、次のとおりとします。 ①器質性認知症 器質性認知症とは、【表 3】に規定される疾病とします。 ②器質的な病変あるいは損傷、器質的障害 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。 【表 3】 対象となる器質性認知症は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10 (2003 年版) 準拠」に定められた分類項目中下記のものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th><th>基本分類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルツハイマー病の認知症</td><td>F00</td></tr> <tr> <td>血管性認知症</td><td>F01</td></tr> <tr> <td>ピック病の認知症</td><td>F02.0</td></tr> <tr> <td>クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症</td><td>F02.1</td></tr> <tr> <td>ハンチントン病の認知症</td><td>F02.2</td></tr> <tr> <td>パーキンソン病の認知症</td><td>F02.3</td></tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病の認知症</td><td>F02.4</td></tr> <tr> <td>他に分類されるその他の明示された疾患の認知症</td><td>F02.8</td></tr> <tr> <td>詳細不明の認知症</td><td>F03</td></tr> <tr> <td>せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの</td><td>F05.1</td></tr> </tbody> </table> (注) 「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに器質性認知症に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。	分類項目	基本分類	アルツハイマー病の認知症	F00	血管性認知症	F01	ピック病の認知症	F02.0	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1	ハンチントン病の認知症	F02.2	パーキンソン病の認知症	F02.3	ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病の認知症	F02.4	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8	詳細不明の認知症	F03	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1
分類項目	基本分類																						
アルツハイマー病の認知症	F00																						
血管性認知症	F01																						
ピック病の認知症	F02.0																						
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1																						
ハンチントン病の認知症	F02.2																						
パーキンソン病の認知症	F02.3																						
ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病の認知症	F02.4																						
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8																						
詳細不明の認知症	F03																						
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1																						
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td></tr> <tr> <td>2. 借地または借家に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td></tr> <tr> <td>3. 離婚調停に関するトラブル</td><td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td></tr> <tr> <td>4. 遺産分割調停に関するトラブル</td><td>被保険者の被相続人が死亡した時</td></tr> <tr> <td>5. 人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時										
トラブルの種類	原因事故の発生の時																						
1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時																						
2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)																						
3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時																						
4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時																						
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時																						
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。																						
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。																						
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎりです。																						
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。																						
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和 25 年法律第 197 号) 第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。																						
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。																						

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

①クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

②ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入申込カード・告知書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入申込カード・告知書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行う上で重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込カード・告知書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者ご本人の職業または職務(傷害保険の場合)
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態(病気の補償・介護一時金支払特約・認知症一時金支払特約の場合)
告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態(親介護費用補償特約の場合)
・告知される方(被保険者)がご認識している対象者の病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
・介護補償の告知質問事項の「補助用具」とは、「杖」、「歩行器」、「シルバーカー」、「義肢」、「装具」、「車椅子」等をいいます。
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※) 傷害保険の「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。新・団体医療保険の「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
 - 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 【医療の場合】
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
 - ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。またご加入初年度の保険期間開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除となる場合があります。(親介護費用補償特約の場合)
- (※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
 - 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間開始時からの経過年数は問いません。
 - ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
 - 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
 - ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
 - 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。(親介護費用補償特約の場合)
 - ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者(保険の対象となる方)がその事実を知っているまたは知らないとにかかわらず、三大疾病診断保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年を経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
- (注) ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱い、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

(注1) 三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

(注2) 傷害死亡保険金については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後も保険金をお支払いできません。

(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

●**がん**と診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。

(注) ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱い、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【介護一時金】

●**疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたとき**が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。

【認知症一時金】

●**疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じたとき**が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に認知症に該当した場合は、保険金をお支払いします。

【親介護費用補償特約】

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)より前に、対象者に**疾病、傷害その他要介護状態の原因が生じたとき**や、対象者が**要介護状態に該当したとき**は、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)より前に、対象者が**要介護状態の原因となった事由が生じたとき**であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由(要介護状態)に該当した場合は、その保険金支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(※) 継続時に保険金額を増額する等新たに補償を拡大された場合は、新たに補償を拡大された日をいいます。

③ご加入後における留意事項(通知義務等)

<傷害保険の場合>

●加入申込カード等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく第一成和事務所または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

■プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

<共通>

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ第一成和事務所または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●加入申込カード等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく第一成和事務所または損保ジャパンまでご通知ください。

●団体から脱退される場合は、必ず第一成和事務所にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、第一成和事務所または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金の請求状況や被保険者または対象者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。(親介護費用補償特約の場合)

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた、または損害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者(保険金受取人)または対象者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。(親介護費用補償特約の場合)

<他の身体障害または疾病の影響>

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

④責任開始期

●保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

三大疾病診断保険金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱い、対象となる特約等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【弁護士費用総合補償特約】

●離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

⑤ 事故が起きた場合の取り扱い

- (1) ただちにご連絡ください
- 事故が発生した場合や、保険金支払事由に該当した場合、対象者が保険金支払事由(要介護状態)に該当した場合は、ただちに第一成和事務所または損保ジャパンまでご通知ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がん診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・ 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・ 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- (2) 保険金をお支払いした後のご契約と保険料の取扱い
- 被保険者全員に死亡保険金をお支払いした場合は、ご契約は終了します。この場合には、すでにお払込みいただいた保険料のうち、ケガの補償部分の保険料は返還しません。また、1年分の保険料払込未完了前の場合には、未払込保険料を一括してお払込みいただきます。
- (3) 保険金請求に必要な書類について
- 事故のご連絡をいただいた場合には、第一成和事務所または損保ジャパンより保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内します。
 - 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる資料	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況などが確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる資料	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	対象者の要介護状況等が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、要介護状況説明書、公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証する書類 など
⑥	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑦	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書。 保険金支払いの対象となる費用を負担したことおよび内容を証明する書類または当会社と提携する事業者からのその費用の請求書、有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書、労働災害補償制度を利用したことを示す書類 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合、または病気やケガにより対象者が要介護状態に該当された場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

<新・団体医療保険の場合>

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

⑥ 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

⑦中途脱退と中途脱退時の返れい金等

●この保険から脱退(解約)される場合は、第一成和事務所までご連絡ください。脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

詳しい内容につきましては、第一成和事務所または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑧複数の保険会社による共同保険契約の締結<傷害保険の場合>

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社はP.31をご覧ください。引受割合につきましては、加入内容のお知らせをご参照ください。

⑨保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

<傷害保険の場合>

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(※)までが補償されます。

(※) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

<新・団体医療保険の場合>

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

⑩個人情報の取扱いについて

●保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

●損保ジャパン(以下、「当社」と言います。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」と言います。)を行うために取得・利用します。

また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

保険金のお支払事由が生じた場合のご連絡先

第一成和事務所
事故専用ダイヤル **0120-772-831**

受付時間: 平日 9:00~17:30(土日、祝日、12月29日~1月4日を除く)

損保ジャパン
事故サポートセンター **0120-727-110**

受付時間: 24時間365日

団体傷害保険事故通知専用サイト

https://www.d-seiwa.co.jp/mext/data/injury_report/

第一成和 団体傷害保険 事故報告

検索



保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口: 一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

電話番号 **03-4332-5241**(全国共通)

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日: 午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・12/30~1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、第一成和事務所または損保ジャパンまでご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 対象期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

☐ 対象者および被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。

☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットしたプランにご加入されている場合のみご確認ください】

☐ 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】
ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

【傷害保険の場合】

☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

3 お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務、通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

病気の補償・介護の補償

●所得税の生命保険料控除額
(一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除のそれぞれに適用) (2026年6月現在)

控除対象保険料*	課税所得から控除される額
20,000円以下	控除対象保険料の全額
20,000円超40,000円以下	控除対象保険料 × 1/2 + 10,000円
40,000円超80,000円以下	控除対象保険料 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

*一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除あわせて12万円が限度

●住民税の生命保険料控除額
(一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除のそれぞれに適用) (2026年6月現在)

控除対象保険料*	課税所得から控除される額
12,000円以下	控除対象保険料の全額
12,000円超32,000円以下	控除対象保険料 × 1/2 + 6,000円
32,000円超56,000円以下	控除対象保険料 × 1/4 + 14,000円
56,000円超	一律28,000円

*一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除あわせて7万円が限度

(注) 今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

※この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

※ご加入の際にはパンフレットに記載の「重要事項等説明書」および「ご加入内容確認事項」を必ずお読みください。ご契約内容がご希望に沿っていることなど、確認させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。その他ご不明な点がございましたら下記の第一成和事務所までお問い合わせください。

※【割引の適用について】

①保険料は前年のご加入者数により決定した団体割引30%を適用した保険料となっております。次年度以降、割引率が変わる場合がありますのでご了承ください。

②過去の損害率による割引率(15%)を適用しております。損害率悪化に伴い割引率が変動し、次年度契約の保険金額の変更を行う可能性がありますので、あらかじめご了承ください。また、天災危険補償の特約保険料部分には適用されません。

③加入者が10,000名以上かつ損害率が良好であることから大口割引10%を適用しています。ただし、天災危険補償の特約、病気の補償、三大疾病の補償、葬祭費用の補償、本人の介護補償、親の介護補償等の保険料部分には適用されません。

※被保険者ご本人(保険の補償を受けられる方で加入申込カードの被保険者ご本人欄に記載される方)の職種区分構成比により、保険料を算出しておりますので、構成比の変動により、次年度契約の保険金額の変更を行う可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入内容のお知らせは大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入内容のお知らせが届かない場合は、第一成和事務所までご照会ください。

引受割合につきましては、加入内容のお知らせをご参照ください。

団体保険契約者	文部科学省共済組合	引受保険会社 幹事	損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社
---------	-----------	-----------	--

事故時の対応方法のご案内

万が一の事故の際は、第一成和事務所の事故専用ダイヤルまでご連絡ください。

「団体傷害保険事故通知専用サイト」からも受け付けております。

事故受付のWEB画面は変更となる場合がございます。その場合は画面の指示に従い、お手続きを進めてください。

第一成和事務所 事故専用ダイヤル

0120-772-831

受付時間：平日 9:00~17:30

(土日、祝日、12月29日~1月4日を除く)

団体傷害保険事故通知専用サイト

<https://www.d-seiwa.co.jp/form/>

第一成和 団体傷害保険 事故報告

検索



■専用サイト 事故受付画面イメージ

団体傷害保険の専用ホームページもご用意しております。

詳しくは専用ホームページをご覧ください。

<https://www.d-seiwa.co.jp/mext/data/index.php>

第一成和 団体傷害保険

検索



補償内容・各種手続きに関してのご相談窓口

■取扱代理店

株式会社第一成和事務所（指定代理店）

〒103-8214

東京都中央区日本橋馬喰町1-12-3 Daiwa日本橋馬喰町ビル3階

お問合せダイヤル：**0120-100-492**

受付時間：平日 9:00~17:30

■取扱代理店

株式会社潮見サービス

〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町3-38 第5東ビル902

TEL：**03-5822-5651** 受付時間：平日 9:00~17:00

FAX：03-5822-5652

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社（幹事） 公務文教営業部 文教室

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL：050-3808-5536 受付時間：平日 9:00~17:00

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）